

(介護予防) 短期入所療養介護重要事項説明書

(令和7年1月1日 現在)

1. 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人 久和会
代表者名	理事長 和田達郎
所在地・連絡先	佐賀県神崎市神埼町永歌1021 0952-52-8990

2. 事業所（ご利用施設）

施設の名称	介護老人保健施設 うぶすな
所在地・連絡先	佐賀県神崎市神埼町永歌1021 電話番号：0952-52-8990 F A X：0952-52-3290
事業所番号	4151180017
施設長の氏名	和田 史孝

3. 施設の目的及び運営方針

(1) 施設の目的

要介護状態もしくは要支援状態と認定された方が、家庭等での生活を継続させるために立案された居宅（介護予防）サービス計画書に基づき、事業所を一定期間ご利用いただき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者ご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とした施設です。

(2) 運営方針

利用者が要介護（要支援）状態となった場合においても、心身の状況、病歴を踏まえて、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者ご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるとともに、地域やご家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・その他介護保険施設、又は医療福祉サービス等を提供する事業者との連携に努めるものとします。

4. 施設の概要

(1) 構造等

	敷地	4 5 5 7.0 m ²
建物	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ床面積	3 3 7 0.8 4 m ²
定員	入所定員（ショートステイ含む）	8 0 名
	通所定員（1日あたり）	2 5 名

(2) 療養室

療養室の種類	室数	面積（一人当たりの面積）	設備
二人部屋	10	18㎡（9㎡）	トイレ・ナースコール設置
四人部屋	15	36㎡（9㎡）	ナースコール設置

(3) 主な設備

設備	室数	備考
食堂	1	
機能訓練室	1	
浴室	1	一般浴槽・リフト浴
診察室	1	
談話室	2	

5. 施設の職員体制

従業者の種類	常勤	非常勤	夜間	業務内容
・医師	1			指揮監督・医療等
・看護職員	7	3	1	医療に関する業務等
・薬剤師	1	0		服薬管理・指導
・介護職員	17	5	2	介護業務等
・支援相談員	1			生活指導・相談業務等
・理学療法士 ・作業療法士	2	1		理学療法 作業療法
・管理栄養士	1			栄養指導・栄養管理等
・介護支援専門員	1			ケアプラン作成等
・事務職員	4			事務手続き・事務処理等
・その他	9	2		調理・機能訓練等

6. 施設サービスの内容と費用

ア サービス内容

種類	内容
食事	(食事時間) 朝食 7時30分～ 昼食 12時00分～ 夕食 17時30分～ 管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。
医療・看護	医師により、週に1回定期診察を行います。それ以外でも必要がある場合にはいつでも診察を受け付けます。ただし、当施設では行えない処置（透析等）や手術、その他症状が著しく悪化した場合の医療については他の医療機関での治療となります。

機能訓練	理学療法士・作業療法士により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
入浴	週2回の入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方でも、リフト浴での入浴が可能です。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な支援を行います。
離床・整容等	毎食後に口腔ケアを行います。 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 週に1回、シーツ交換を行います。
レクリエーション等	誕生会・バスハイク・夏祭り・敬老会等の行事を行います。 クラブ活動やレクリエーション等への参加を促し、活動的に過ごしていただきます。
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
理美容	理美容サービスをご利用いただけます。
(介護予防) 短期入所療養介護計画の作成	担当の介護支援専門員が、立案された居宅(介護予防)サービス計画書に基づき、(介護予防)短期入所療養介護計画案を作成します。 また、作成した(介護予防)短期入所療養介護計画案については、利用者及び家族に対して説明し、同意をいただき、(介護予防)短期入所療養介護計画書を交付します。

イ 費用

【介護保険適用分】

介護保険制度では、原則として利用料の1割が利用者負担となります。以下は1日あたりの自己負担分です。但し、自己負担分の割合は所得や介護保険料の滞納等により異なる場合があります。

下記料金は1割負担の料金を記載しております。

(1) 施設利用料(1日につき)

要支援1	613円
要支援2	774円
要介護1	830円
要介護2	880円
要介護3	944円
要介護4	997円
要介護5	1,052円

(2) 夜勤職員配置加算(1日につき) 24円

(3) サービス提供体制強化加算(1日につき)

- ① サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22円
- ② サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18円
- ③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6円

(4)	個別リハビリテーション実施加算（1日につき）	240円
(5)	認知症ケア加算	76円
(6)	認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日を上限）	200円
(7)	緊急時短期入所受入対応加算 （7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度）	90円
(8)	若年性認知症入所者受入加算（1日につき）	120円
(9)	重度療養管理加算（1日につき）	120円
(10)	送迎加算（片道あたり）	184円
(11)	総合医学管理加算（利用中10日を限度）	275円
(12)	口腔連携強化加算（1月に1回を限度）	50円
(13)	療養食加算（1食につき）	8円
(14)	認知症専門ケア加算（1日につき）	
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3円
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4円
(15)	緊急時施設療養費	
	① 緊急時治療管理（1日につき）	518円
	② 特定治療	医療点数×10円
(16)	生産性向上推進体制加算	
	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100円
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10円
(17)	介護職員処遇改善加算（1月につき）	
	① 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数×75/1000
	② 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数×71/1000
	③ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数×54/1000
	④ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数×44/1000

【利用者自己負担分】

(18) 食費・居住費（1日につき）

【】は令和6年8月からの料金

利用者負担段階	対象となる人	食費	居住費 (滞在費)
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で老齢福祉年金受給者	300円	0円 【0円】
第2段階	・世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が80万円以下	600円	370円 【430円】
第3段階 ①	・世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が市町村民税非課税で合計所得年金額+課税年金収入+非課税年金収入が80万円超120万円以下の方	1,000円	370円 【430円】
第3段階 ②	・世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が市町村民税非課税で合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が120万円超の方	1,300円	370円 【430円】
第4段階	・上記以外の方 食費内訳 内訳：朝 405円・昼 520円・夕 520円	1,445円	377円 【437円】

※ 令和6年8月より居住費が1日当たり60円引き上げられます。（第1段階の方を除く）

(19) その他の料金

① 特別な室料（1日につき）	
・2人部屋	700円
② 理美容代（カットのみ）	1000円
③ 電気代（1品につき1日あたり）	50円
④ 日用品費（内訳は別紙参照）	200円
⑤ 記録閲覧時のコピー代	実費
⑥ 髭剃り機管理費（1月当たり）	220円

7. 利用料のお支払方法

- ・ 毎月10日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は、基本的に現金とさせていただきます。
- ・ お支払いは9時～18時の間にお願いします。（日祝日・年末年始・お盆期間はお支払いできません）
- ・ 領収書は再発行ができませんので大切に保管してください。

8. 非常災害時の対策

消防設備	スプリンクラー、消火器、消火栓、非常通報装置、避難器具等		
消防訓練	年2回	災害時の避難訓練	年1回
防火管理者	森 寿人		

9. サービス内容に関する苦情相談窓口

相談窓口	担当責任者 小林 秀紀（事務長） 窓口担当者 飯盛 智香子（支援相談員） ご利用時間 9：00～18：00 ご利用方法 電話・面接または、ご意見箱（玄関に設置） 苦情処理手順

その他の苦情相談窓口

相談窓口	佐賀中部広域連合	電話 0952-40-1131
	佐賀県国民健康保険団体連合	電話 0952-26-1477

10. サービス提供時に事故が発生した場合は、速やかに下記の手順で対応いたします。

事故が発生した場合	事故発生時の対応手順
-----------	----------------

11. 協力医療機関

医療機関	名称	橋本病院
	住所	佐賀県神崎市神崎町本告牟田3005
	電話番号	0952-52-2022
	名称	和田記念病院
	住所	佐賀県神崎市神崎町尾崎3780
	電話番号	0952-52-5521
歯科	名称	永原歯科医院
	住所	佐賀県神崎市神崎町神崎590
	電話番号	0952-52-2970

12. 施設利用にあたっての留意事項

面会	<p>面会時間（平日）9時～20時 （土、日、祝日、年末年始、お盆期間）9時～18時</p> <ul style="list-style-type: none"> 面会に来られた際は事務所前の面会簿にご記入ください。
外出	<ul style="list-style-type: none"> 必ず行先と帰所日時を前日までに職員に申し出てください。 外出から帰所する時間に変更がある場合は、早めにご連絡ください。ご連絡が遅く食事を準備した場合は、食べられなくても食事代をご請求させていただきます。
所持金品の管理	<ul style="list-style-type: none"> 所持品、備品の持ち込みは、最低限度とします。 （刃物・はさみ・針・ライター等は持ち込み禁止です） 金銭、貴重品の管理は当施設では行いません。 （お金を持たれる場合は2千円以内でお願いします） 電気製品の持ち込み、持ち帰りの際は事務所にご連絡下さい。
食品の持ち込み	<ul style="list-style-type: none"> 生ものや喉に詰まりやすいものは避けるようにして下さい。 食品を持ってこられた場合は職員にお預けください。 食品を他の利用者の方に配るのはご遠慮ください。
医薬品	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品の持ち込みは施設長の許可がいますので、持ってこられた場合は、看護職員へお預けください。 うぶすなのショートステイご利用中は、効果は同じでも違う名前の薬（ジェネリック医薬品）を使う場合があります。
他科受診	<ul style="list-style-type: none"> ショートステイ利用中は介護保険適用のため、みだりに医療機関の診察を受けることができません（歯科を除く）。他の医療機関を受診される場合は必ず、うぶすなへご連絡ください。
設備・備品の利用	<ul style="list-style-type: none"> 設備、備品の利用は本来の用法に沿って利用できますが、これに反した利用により破損が生じた場合は、弁償を求めることがあります。
喫煙	<ul style="list-style-type: none"> 所定の場所で行います
宗教活動・政治活動	<ul style="list-style-type: none"> 施設内での宗教活動及び政治活動は禁止します。
動物飼育	<ul style="list-style-type: none"> 施設内へのペットの持ち込み及び飼育は禁止します。